

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成23年3月22日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

中越プラザビル

(2) 所在地

東広島市西条中央四丁目1番1号

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

廃棄物等の保管施設の位置

保管施設番号	変更前	変更後
1	建物内東側	建物内北側
2	建物内東側	建物内南東側
3	建物内東側	建物内南東側
4	建物南側	建物内南東側

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社フレスタ	午前9時	午後11時
株式会社リカーズ	午前9時	午後11時
ダイキ株式会社	午前9時30分	午後8時

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社フレスタ	午前9時	午後11時

有限会社宇吹商事	
株式会社マツモトキヨシ	

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設番号	変更前	変更後
1	午前6時から 午後6時まで	午前6時から 午後10時まで
2	午前9時から 午後4時まで	午前6時から 午後10時まで

3 変更年月日及び変更の理由

変更に係る事項	変更年月日	変更の理由
廃棄物等の保管施設の位置	平成23年3月17日	店舗の借主及び配置の変更に伴い、廃棄物等の保管施設の配置を変更し、廃棄物等の種類別の保管、悪臭対策及び店舗の運営の効率化を図るため。
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	平成23年4月28日	店舗の借主の変更に伴い、大規模小売店舗全体の営業時間を統一し、顧客の利便性の向上を図るため。
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	平成23年3月17日	店舗の借主及び配置の変更に伴い、荷さばきを行うことができる時間帯を変更する必要があるため。

4 届出年月日

平成23年3月9日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成23年3月22日（火）から同年7月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年7月22日（金）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課